

平成30年度

**政策評価（公共事業評価）の結果
に関する報告（案）**

令和元年 5 月

北 海 道

目 次

第 1 公共事業評価

1 公共事業評価の実施方針等	1
2 公共事業評価の結果	2
公共事業（大規模等）事前評価	
第 2 公表	3

第1 公共事業評価

公共事業評価にあたっては、厳しい財政状況の中、重点的・効果的な予算配分を図る観点から新規事業・地区の点検を行う目的で「公共事業事前評価」を実施しました。

1 公共事業評価の実施方針等

(1) 評価の対象

公共事業（大規模等）事前評価

道が実施する公共事業（国庫補助事業等）の施工地区のうち、国（公共事業関係省庁）の事前評価実施要領等に示されている事業の施工地区及び同要領等を準用した場合に対象となる交付金事業の施工地区で、次に該当するもの

ア 令和2年度国費予算要望等を予定している施工地区のうち、事業費が10億円以上の地区

イ その他必要と認める地区

- ・令和3年度以降に国費予算要望等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続き以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区
- ・事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区

(2) 評価の対象部局

知事（農政部、建設部）

(3) 評価の時点

公共事業（大規模等）事前評価

評価の時点は事前評価とし、平成31年3月1日現在の事業計画に基づき評価を実施しました。

(4) 評価の手法

平成30年度政策評価基本方針に基づき、各部局において一次政策評価を実施するとともに、道政の統一性を確保し又は総合的な推進を図る観点から、総合政策部政策局ほか関係部局で構成する二次政策評価等検討チームにおいて、二次政策評価を実施しました。

なお、評価の客観性及び透明性を向上させる観点から、評価対象である地区について、評価の過程において、専門委員会による現地調査やヒアリングなどの調査審議を実施し、その結果を二次政策評価に反映しています。

(5) 評価の視点

① 一次政策評価においては、次の視点で評価を行いました。

ア 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連）

イ 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等事業内容等の適切性）

ウ 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容）

- エ 緊急性・優先性（着手年度の設定理由、優先順位の設定）
- オ 環境への影響・配慮（環境への対応）
- カ 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続き、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組）
- キ 事業効果（費用対効果等）
- ク 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）

② 二次政策評価においては、上記①の評価を行うとともに、一次政策評価を踏まえ、特に次の課題や問題点がある地区について、重点的な点検・検証を行いました。

- ア 事業の必要性が十分でないもの
- イ 緊急性・優先性が十分でないもの
- ウ 地域の事業環境が十分に整っていないもの
- エ 事業の妥当性が十分でないもの
- オ 上記以外で特に課題や問題点があるもの

2 公共事業評価の結果

2-1 公共事業（大規模等）事前評価

(1) 一次政策評価

- ① 対象地区数 25地区

【表－1】

事業種別	地区数
農政部所管	22地区
・道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））	15地区
・道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（特別型（畑地帯担い手育成型）））	7地区
建設部所管	3地区
・広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）	3地区

※上記のほか、道路改築事業費1地区は、次回以降の北海道政策評価委員会で審議。

② 評価結果

評価結果（今後の対処方針）は、表－2のとおりです。

(2) 二次政策評価

評価結果（今後の対処方針）は、表－2のとおり、一次政策評価と同じ結果となりました。

【表－2】

今 後 の 対 処 方 針	一次政策評価	二次政策評価	備 考
	地 区 数	地 区 数	
要望を行うことは妥当	25	25	
合 計	25	25	

なお、公共事業評価専門委員会の審議を踏まえ、政策評価委員会として、次のとおり付帯意見を付しました。

●道営土地改良事業費

(水利施設等保全高度化事業(特別型(畑地帯担い手育成型)))【網走南部西第2】

- ・本事業で整備する農作業準備休憩施設については、公共財としての性格がより高まるよう、利用方法等を工夫すること。

(3) 評価結果の反映

公共事業(大規模等)事前評価の結果については、令和2年度国費予算要望等を含めた事業の進め方に反映することとします。

第2 公表

政策評価(公共事業評価)の結果については、この報告書や評価調書などの関係書類を、行政情報センター並びに総合振興局及び振興局の行政情報コーナー等に備え置き、縦覧に供するとともに、北海道のホームページへの掲載など、多くの道民の皆様にご覧いただけるよう、積極的に公表することとしています。